平成３０年（フ）第１４２号
福岡市東区原田１丁目29番２―203号
破産者　井上真斐子（旧姓山下）
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２２１号
福岡県福津市光陽台２丁目13番地の７
破産者　楠木　隆之
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５４号
青森県八戸市柏崎１丁目１番８号　エトワール八戸第二―1104号室、前住所青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平９番地412
破産者　中村　英道
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
青森県八戸市石堂１丁目２番９号
破産者　石藤　美香
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
福島県郡山市中田町赤沼字下永田91番地
破産者　阿部　　清
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第１５０号
川崎市幸区南加瀬３丁目６番15号　エクシード　203、開始決定時の住所横浜市鶴見区駒岡４丁目23番51号　タケダコーポ101
破産者　小田島吉昭
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３１４号
横浜市保土ケ谷区藤塚町13番24号
破産者　石毛　英男
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３７号
新潟県見附市河野町24番地10
破産者　小林　英喜
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
新潟県上越市大字三伝671番地
破産者　大平　初雄
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１２６号
岐阜県大垣市笠縫町262番地１　グリーンコーポ西大垣Ｂ棟　203
破産者　服部　　司
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第２号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久見89番地、旧住所鳥取県倉吉市上井町２丁目９番地４・鳥取県鳥取市湖山町東１丁目779番地５グリーンハイツイナバ22号・鳥取県鳥取市湖山町西３丁目127番地厚和寮・鳥取県鳥取市南吉方１丁目59番地好清荘１号
破産者　山邉　昭宏
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第２７４号
香川県高松市西春日町1407番地　県住11―301
破産者　藤本　　均
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３１号
愛媛県伊予市下吾川1187番地２　ハーモニー16Ａ103号
破産者　松本　好正
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９号
佐賀県唐津市浜玉町横田下944番地１　ベルチェドマーニ205号室
破産者　諸角　崇順
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

免責許可決定

平成３０年（フ）第７号
栃木県栃木市城内町２丁目36番26号　レオパレス城内209号、従前の住所三重県いなべ市大安町南金井1718番地１　パインズモス322号室
破産者　佐藤　文彦
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第８号
埼玉県幸手市東５丁目11番３号
破産者　小幡　優子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第１１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野乙519番地３
破産者　渕野　ミス
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１４号
佐賀県伊万里市山代町立岩2639番地１
破産者　神應寺ミツ子
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１７号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2759番地20
破産者　穴吹　拓也
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３１８号
山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1092番地７、前住所愛知県津島市瑠璃小路町１丁目63番地
破産者　秋山航太郎
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係